

入 札 公 告

地方自治法第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年6月2日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

トナーカートリッジ及びドラムカートリッジ等消耗品の単価契約

(2) 物品の規格、仕様及び使用見込数

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限及び納入場所

入札説明書及び仕様書による。

2 一般競争入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書（入札説明書に添付）を提出できる者

(4) 暴力団排除に関する誓約書、役員等 名簿及び現在事項全部証明書を提出した者

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 社会保険に加入義務がない者にあつては、社会保険に加入義務がないことについての申出書を提出した者

(7) 納品予定製品の仕様が分かる書類等を提出し、沖縄県警察の検査に合格した者

(8) 県内に本店、支店又は営業所を有する事業者

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

沖縄県警察本部交通部運転免許課企画係・電算係

〒901-0225 沖縄県豊見城市字豊崎3番22 電話番号 098-851-1000 (内線562・583)

(2) 契約の条項を示す場所

沖縄県警察本部警務部会計課用度係

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-862-0110 (内線2242)

(3) 入札説明書の交付及び契約の条項を示す期間

令和8年6月2日(火)から令和8年6月11日(木) (土曜日及び日曜日、祝日を除く。)とし
受付時間はそれぞれ午前8時30分から午後5時00分まで (午後零時から午後1時の時間帯を
除く) とする。

4 入札参加に必要な書類の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

〒901-0225 沖縄県豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察本部交通部運転免許課企画係

(2) 提出期限

令和8年6月15日(月) 午後零時まで

(ただし、土・日・祝日及び午後零時から午後1時の時間帯を除く)

5 入札書の提出場所等

(1) 提出方法

直接又は簡易書留郵便により下記(2)に掲げる提出場所に下記(3)までに提出すること。

※詳細については、入札説明書による。

(2) 場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課用度係

(3) 提出期限

令和8年6月25日(木) 午後5時まで

(ただし、土・日・祝日及び午後零時から午後1時の時間帯を除く)

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警察資料室(1階)

(2) 日時

令和8年6月26日(金) 午前10時

7 入札保証金 入札説明書の「入札保証金について」による。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項について記載した2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。年間使用見込数で換算した総価で比較し、契約は品目ごとの単価とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者及びくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (3) 落札者のない場合は直ちに再度入札を行う。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。